

古賀市任期付短時間勤務職員【子ども若者相談員】募集要項

古賀市では次のとおり子ども家庭センターで勤務する任期付短時間勤務職員【子ども若者相談員】を募集します。

募集期間	採用者が決定するまで
募集職種	子ども若者相談員
勤務形態	任期付短時間勤務職員(週4日勤務)
採用予定	1人
主な仕事内容	一般的な行政事務及び乳幼児期から青年期までの相談支援業務、児童虐待に関する業務
任用期間	令和8年8月1日～令和11年3月31日 ※8月1日までに採用者が決定しない場合、採用決定後翌月1日からの任用となります。
受験資格	普通自動車運転免許を所持し、次のいずれかに該当する人 ① 臨床心理士の資格を有する人 ② 公認心理士の資格を有する人 ③ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する人 ④ 児童虐待・少年相談等に従事した経験を有する人(経歴書要)
年齢要件	なし
就業場所	サンコスモ古賀(古賀市庄205番地)
勤務時間	8時30分～17時00分(休憩45分)
休日・休暇	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) 年次有給休暇については勤務時間関係等の条例・規則等の定めによります。
賃金等	月額(地域手当を含む)222,998円程度 年額(賞与額等を含む) 3,712,914円程度 ※年額は4月1日から翌年3月末まで勤務した場合の見込み額です。また、初年度は、賞与の期間率により上記額より低くなります。 期末勤勉手当(年2回)、通勤手当(通勤手段、距離等による) 時間外勤務手当、雇用保険、厚生年金、健康保険あり
応募方法	履歴書(写真添付)及び受験資格を証明する書類の写し等(資格証のコピー等)を郵送又は持参して下さい。
選考方法	面接(面接日程は後日連絡します) ※面接後1週間を目途に採否決定の連絡をします。

※任期付職員とは、古賀市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により採用される任用期間に定めのある職員のことです。

※任期付職員は、一般職の地方公務員(古賀市職員)ですので、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法の適用を受けます。

※地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格…次のいずれかに該当する人

- ① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

お問い合わせ及び応募先は、子ども家庭センターまで

〒811-3192

福岡県古賀市庄205番地

子ども家庭センター 子ども家庭係 担当:岩熊

TEL 092-942-1159